平成25年度 第1回長野市青少年健全育成審議会議事録

- 1 日 時 平成25年7月26日(金)午後2時00分から4時10分まで
- 2 場 所 長野市少年育成センター 会議室 2
- 3 出席者 委員14名 事務局7名
- 4 次 第
 - 1 開 会
 - 2 委嘱書交付
 - 3 教育次長あいさつ
 - 4 自己紹介(全委員と事務局全員)
 - 5 会長及び副会長の選出
 - 6 議事
 - (1) 青少年健全育成事業について
 - (2) 少年育成センター事業について
 - (3) 長野市青少年保護育成条例について
 - (ア) 長野県の状況
 - (イ) 有害図書類の指定及び販売等の禁止(第12条関係)について
 - (ウ)場所の提供及び周旋の禁止(第12条関係)について
 - (4) その他
 - 7 閉 会
 - 会長及び副会長の選出

会長及び副会長を審議会条例第5条1項に基づき出席委員の互選により選出 事務局案 会長 渡辺委員 副会長 冨田委員 委員了承

- 6 議事、質疑要旨
- (1) 青少年健全育成事業について
 - <資料に基づき事務局説明> 質疑なし
- (2) 少年育成センター事業について
- <資料に基づき事務局説明> 質疑なし

- (3) 長野市青少年保護育成条例について
 - (ア) 長野県の状況
 - (イ) 有害図書類の指定及び販売等の禁止(第12条関係)について
 - (ウ)場所の提供及び周旋の禁止(第12条関係)について
 - <資料に基づき事務局説明>

会 長

前回からこういう問題が出ていまして、今経過の説明がありましたが、淫行処罰規定の方向に関して審議会での意見、まとめる必要はありませんが、それぞれのお立場から意見をお聴きしたいという事情があります。これは、前の審議会の時も私のほうから、青少年問題、淫行処罰規定に係わるような、子どもたちを守るというのが健全育成の主な趣旨であるとすれば、今現在あまり守られていないなと、そういう現場をお持ちの、あるいは、お仕事柄そういう小さな子どもさんの親ごさん学校関係の先生から、いろいろなことをお話しいただいて、現実、こんな問題をかかえている子どもたちがいるというような意見を出していただき、この審議会で共有ができればと思います。その上で淫行処罰規定についてそれぞれのお立場でご意見をいただけるといいなと思っていますが、そんな方向で考えさせていただきたいと思っていますが、委員の方々もそんな方針で、これから時間をかけていきたいと思いますが、よろしくお願いします。

委員

私どものほうでは、淫行処罰規定がないということは、資料に書かれているとおりなので、直接十八歳未満とのみだらな行為に関することは取り扱っておりませんが、児童買春とかありますので、そのようなことを通じて青少年とのみだらな行為については取り締まっているのが現状ですが、私たちの知りうる範囲は氷山の一角であって、被害者から届けがあって捜査が始まりますので、結局表面化しないものについての数は把握しておりませんので、私たちが知りうるよりは水面下ではあるのではないかと思います。

委員

質問ですがお願いします。弁護士会、警察の方もいらっしゃいますのでお願いします。 淫行処罰規定で強制わいせつ罪や強姦罪、児童売春、児童ポルノの規制に関する法律な どいろいろなところでカバーしているから淫行処罰規定がなくても今のところはすむの か? 昨年、福岡県では、青少年に対して淫らな行為をしたと、県の青少年健全育成条 例違反と児童福祉法違反と、二つの疑いで逮捕されています。私の知る限りではこのよ うなことがあったのですが、両方で被疑者を逮捕するほうがより有効なのか?それとも、 淫行処罰規定を設けなくても他の法律でカバーできるから必要ないのか?他の都道府県 では、淫行処罰規定を設けていても犯罪の抑止力になっている実感がないからなのか? お聴きしたいと思います。

委員

私の考えになりますが、他にいろいろ法規制があって、それとの関係で、今回の淫行 処罰条例をつくる必要があるかどうかわからないということについてですが、「淫行処罰 条例の制定に反対する会長声明」の「現状において、淫行処罰条例を制定すべき立法事 実(淫行処罰規定の必要性を基礎付ける社会的事実)が存在するとは認めがたい。」立法 事実とは専門的な言葉ですが、ようするに、そういう処罰規定の必要性を基礎づける社 会的事実ということになります。立法事実の存在しない刑罰を設けることはもちろん許 されないということになります。先ほど事務局で用意していただいた表のほうがわかり やすいと思いますが、刑法で規定されている強制わいせつ罪や強姦罪、あるいは児童買 春、児童福祉法上の児童に淫行をさせる行為。他にいろいろあります。青少年の法制度 に関する規定ですが、先ほど、東御市のことも出ましたが、弁護士会の意見としては、 東御市で発生した二つの事件については、閲覧可能な刑事確定記録、公表された長野県 教育委員会の懲戒処分一覧及び新聞報道から読み取れる事実によれば、中学校教師若し くは高校教師とその教え子という関係を背景に事実上の影響力を及ぼして児童に淫行を させたと評価しうる事案であって、東御市の淫行処罰規定でなく、児童福祉法上の児童 淫行罪、これは法律ですので長野県であっても適応の対象となりますが、法律による立 件も可能であったと解されるところですが、わざわざ長野市、長野県で浮行処罰条例を 設けなくても法律で対処ができたと思います。

議論の中で列挙したほうがよいと思うのは、淫行処罰規定というのは、特定の年齢以下の人とみだらな行為をすること自体を処罰するものになります。対応がどのようなものであるかとか、行為を行った人がどのような意図を持っていたか、条文上は、防ぎようがありません。単に、「みだらな行為」としか書いてありません。行為対応、例えば、強姦罪は、暴行脅迫といった暴行により性行為を行った。行為対応の制限がありますが、条例に関してはそういうものはありません。ですので、会長声明にもありますが、子どもの性行為というものは多種、多様でもちろんその中には、処罰すべきものもあります。たとえば、暴行、脅迫による行為は意見があろうとなかろうと、許されるものではありません。それについては、強制わいせつ罪や強姦罪の対応となります。したがって、議論の錬成として、淫行処罰とは未成年者と性行為を行う自体を、暴行脅迫、だますとか、そういうことを問わずに一律に処罰することが可能になっています。これが必要かどうか、また妥当かどうかについてまず検討する必要があると思っています。

会 長

「みだらな」という言葉について、性行為がすべて「みだら」なのかという扱いになってしまっている傾向があるのではないか。新しく処罰規定をつくる必要はないのではないかというふうにお聴きしました。ただ今のお話しに係わっての質問なりご意見がありましたらお願いします。

委 員

この会長声明は、インターネットで拝見しましたが、こういうなんでもかんでも同罪にしてしまうと、個人の自由とか、自由恋愛でも青少年を対象にしたものでも本当に恋愛をしている人もいますし、そうなると一律に犯罪になるかというと、私はそうではないと思います。例えば、長野市で平成11年の小学校の男性教諭が児童6人に体育館わきの器具室などでキスしたりキスさせたり、そういう事案があったり、北信地方の高校の男性教諭が、女子生徒に個別指導ということで、腰や太ももに触るといった行為を繰り返していたということがあって、2012年8月9日で二人とも懲戒免職になっていますが、実名も報道されず、逮捕もされなかったというふうになっていて、もし条例があれば、はっきりしたかたちで逮捕されていたのではないかという記事を読みました。そうなると、他のもので網羅できないような性犯罪までいかないような部分は、あやふやになってしまうのではないかと私は母親として思いました。そう考えると、条例のあるなしの差が出てくるのかなと、「みだらな行為」とかあやふやな表現とかで、そのへんの危機感はあるのかなと思いますが、例えば他の法律で網羅が足りない部分を条例でカバーするのは支障があるように私には思えません。

委員

今の事例は細かく把握していませんが、東御市と同じ条文を設けた場合に、大人が子どもに強制ではなくキスをした場合に、東御市と同じ条例があったら処罰できるかというと、キスをすることが「みだらな性行為」の言葉の解釈として該当するかについて、私としては該当するとは思いません。言葉はいろいろありますが、例えば、東京都の条例を見ると「何人も、青少年とみだらな性行為又は性行為類似行為を行ってはならない。」となっています。キスは、性交又は性交類似行為にはあたりません。法律の専門家からすると明らかなことですが、条例があるからといって適用することはできません。ですから、そういったこと自体について必要があるかどうかについての議論は必要ではないかと思っています。

会 長

先ほど上げていただいた、新聞に載った事例で名前が出なかったということは、そういうようなことを報告されていても名前を報道しないというようなことは法律に係わることではなくて、慣例みたいになっているというふうに考えてよいのでしょうか。

委 員

この方々でしたら懲戒免職になったので、教員に復活することは永遠にないと思いますが、社会のどこかでは暮らしていくということになります。性犯罪は、再犯が多いし、ひとつの性癖ではないですが、そういった部分が多いのかなと思います。私が子どもの親でしたら、実際に罪は償ってほしいという思いがあります。

会 長

罪というのは、法律上の条文に該当しなくてもそれを例えば、アメリカでは、性犯罪を犯した人は、インターネットで調べれば、どのあたりに住んでいるという情報があるということを聞いたことがありますが、そういったことをお考えでしょうか?

委員

そこまでは、今の日本では無理だと思います。アメリカは殺人も多いので、例えば重い強姦罪に問われている人は二十四時間監視されたり、今すんでいる場所もすべて公表される。日本でアメリカと同じようなことをできるかというと無理だと思いますが、自分の中で答えが出ていないので、今日はいろいろな方の意見を聞いて答えを出そうかと思っていますが、悪いことをした人の実名が載らないというのは、単純に納得がいかないので、どうかと思います。実名を公表したり、しっかり逮捕されることによって社会的にけじめをつけていただいたほうがよいと思います。

会 長

昨日のニュースですが、小学校の先生が高校生のスカートの中を写したというのは実 名が出ていました。学校の先生なので教育委員会の管轄になると思いますが、そういう ところでは、今も淫行というのではなくてこれに順ずるような、今私が申し上げたよう な、昨日放送されたようなレベルの事例に関しては、報道機関に名前を出すということ は通例になっているのでしょうか?

事務局

今、教職員の話しが出ましたので、県の教職員についての懲戒処分の基準については、 県教委のほうでつい最近、懲戒処分の指針が変わりました。また、公表の基準も変わり ました。今は重大な事案に関しましては、処分前公表ということはありますし、公表の 基準はできましたので、先日の駒ヶ根の例に対してもそうですし、基準が変わってから は、実際に名前が出ていると思います。つい1年前の県の懲戒処分の基準や公表方法と は違ってきていますので、重大事案とかは公表されるようになっています。

会 長

学校の教員でなくても名前はニュースで報道されるのでしょうか?

委員

各メディアによってこういう事例は公表するとか基準があり、法律で決まっているわけでもありませんし、各社によって違いがあると思いますが、ここで論ずるべきこととして実名を出すか出さないかはどうかと思います。

会 長

話しを戻したいと思いますが、青少年、子どもたちを抱える現場で、淫行処罰規定を 背景に置いて、報道されたり書かれたりしないような話しがありましたらお願いします。

委員

私たちの仕事の関係からすると、そうなる前にネット犯罪から守るということですが、 私たちの業界では、ネット犯罪に巻き込まれないように、そこまでの予防とか、そのへ んの啓発活動を主に行っています。私は、保護司もしていますが、淫行の関係をもって 保護観察処分になった例はありません。ただ、そこまでに処罰されるとかは無いのでし よう。

会 長

私も、大学生年齢の学生たちと一緒にいると、そういう話しはほとんど出てこなくて何か問題があっても自分たちで処理していると私は把握していますが、保健室に行くと、エイズのポスターが貼ってあり、そういう危険を知らせるポスターですが、今の二十代前半の学生たちの動向をとらえたキャチフレーズと私はとらえています。淫行処罰規定とは係わりませんが、私は、学生の精神構造はうまく把握できませんが、身近にいる学生の話しを聴いていると、自分たちで処理できなくなったときはどうするのかという話しを聴くと、結局、病気関係では医者、家族が大学にクレームを言ってくるとかいうことも過去にはあったようです。私たちが学生の頃は、そういうことはいっさい表面に出てこなかったと思います。だから、高校生とか中学生の年齢の人たちがどんな世界に住んでいるか、特に恋愛関係とか対人関係とか含んだような、そういうことで、もう少しわれわれが現実を把握するということも必要なのではないかと思います。

委員

淫行処罰条例はたいへんむずかしい問題だと思います。中学校の現場ではどうかですが、くしくも本日、本校では保健センターから来ていただいて3年生を中心に性の指導をしていただきました。講話と映像によるものです。中学校ではこの夏休み前、三年生は入試が終わって卒業するまでですが、この二つの時期が性の指導が活発になされています。主な内容ですが、中学生同士の男女恋愛についての指導が中心になりますので、不純異性交遊というか、性病とか性の被害の知識について子どもたちは学んだと思います。たぶん長野市内の学校が3年生を中心に学んでいるのではないかと思います。それから、先ほど会長さんからもありましたが、養護教員についてですが、学校の中でその窓口として生徒指導というか男女の問題も含めてですが、非常にアンテナが高いというか、保護者以上に母親以上に養護教員のところで信頼関係を構築している子どもたちは、相談に行く例は多いと思います。自分の今までの経験の中でわかったのは、養護教員からという事例がありました。一番私が知っていることで、心配だったと思うことは、中学生同士というよりは、インターネットの出会い系サイトにアクセスしてしまい、長

野県でなくて他の県の男性とつながり、誘いにのって、中学生女子が家族にだまって家出をしてしまい、非常に心配になり、警察に入っていただき未然に防ぐことができたという事例です。各中学校に生徒指導主事がいますが、生徒指導主事会で、最近LINE、ミュール等これから大変心配だということで、ぜひとも研修をしていかなければならないと、保護者はもちろんですが、教員すらわかっていない。保護者もわかっていない部分が多く警察のサイバー対策室にお願いしながら、NTTとか会社にお願いしながら、今のライン等について、インターネット上のやり取りについても、携帯やスマートフォンだけでなくて、簡単なゲーム機や音楽プレーヤーでさえも簡単にアクセスすることができる。そこがこれから大変問題になってくるのかなと、そういう研修会を近々に開催する予定です。

ラインについては、9月頃から規制をかけて、小中学生がIDを取得するのはむずかしくなるようです。われわれも良い方向に向かってくれるといいなと思っています。 ただ、それがすべて解決する方向に向かうかどうか、また、いろいろな問題が出てくると思いますが、少なくともいい方向に動いているのかなと感じはしています。

会 長

今の携帯は、コンピューターの端末ですから、どこにでもつながる。昔と違って性犯罪につながりやすい環境になっています。犯罪まではいかない被害者というところが、子どもが教育を受けていないといういまのお話しをするほうもわからないという、そういうところにもひとつ、若い人たちを守らなければならないとすれば、ラインとか、いじめ問題もそういうところに係わっているという話しもあります。ただ、そのこと自体が直接淫行処罰規定に係わることではないと思いますが、若い人たちは、私たちが知らないコンピューターの操作をいっぱい知っていて、手元にいつも情報がはいるのですが、それは性犯罪のようなお話しのあったように、ぜんぜん知らない人で自分を偽ってもつながるわけで、実際は男だけれど、女の名前を使っていけば、たいていは女の人だと信じてコミュニケーションができてしまう。その恐ろしさというか、そういうことをおそらく今言われた、こういうような被害がありましたよというようなこととともに、子どもたちに警戒心を持たせる道具を、実際に起こったことを、映像ではなくても、こんな事例がありましたよという、報告とともに、子どもたちに伝えなければいけないというふうにお聴きしました。

委員

長野県だけがなぜないのかという素朴な疑問があって、簡単に処罰することができるとは思いませんが、事前にあわないための力をつける教育をする。このことは、まず大事なことと思います。結局、起こした人だけ処罰しただけでは、根本的な解決にはならないだろうと思いました。47都道府県で長野県だけはないという素朴な疑問があり、縛らないための理由とかあって、何とか大きい事件にならない前にカバーしていくようなことに教育を含めて、もっと踏み込んでいくという議論のところが少し欠けていると

いう感じを持っております。

会 長

前回も、長野県にはなぜ条例がないのかお聴きしたと思いますが、事情というか、ご 存知の方いらっしゃいましたらお願いします。それに関して書かれたものはありますで しょうか。

委 員

私の理解では、歴代の知事の方が、条例で処罰をするよりは違う方法を優先すべきだ というお考えがあり条例制定の話しが浮上してこなかったと思っています。

事務局

西澤知事の時代から「長野県は条例によらず、県民総ぐるみの運動というかたちで対応してきました。」答弁の一部分ですが、私の解釈では、青少年のことを県民総ぐるみで見守るということではないでしょうか。

委員

最近非常に感じとれるのは、子どもよりも大人のマナーのレベルが低いと非常に感じています。親と子どもがカードゲームをやる中で、順番を争う場合、親がいるとトラブルになってしまう。そのような大人が、幅広く考えると教育ということになると問題が生じてしまうのかと最近感じています。そういう意味では、条例よりも、その前に非常にやることがたくさんあるのかなと、職業柄最近感じているところです。私は、長野県だけが条例がないことは、あまり気にしなくていいのではないか、長野県らしく進んでもいいのではないかという気持ちも若干思っています。

委員

ほとんどが、小学生、幼稚園児を対象に行っていますが、例えば、工作をやっている 時に「後ろから教えるのはやめてほしい」というクレームがきたことがあります。

委員

私の立場は、皆様方がお話しされたこととはちょっと違うかなと思っておりますが、 私どものほうではいじめ、虐待の関係です。今は虐待の問題が一番です。親が子どもを 虐待する。私たちだけでなくて、県や長野市の児童相談所の関係もありますが、私たち では児童虐待が一番中心の問題となっています。淫行の関係はあわないかなと聞いてお りました。

委 員

現在は幼稚園に勤めておりますが、三年ほど代替教育施設の幼稚部、小学部、中学部のある日本人学校で勤めていたことがあり、そこで、中学生と教諭の方々と接する機会がありました。実際幼稚園では、そういう淫行にかかわるような事例とか話題はありませんし、犯罪に巻き込まれているといった例は聞いたことはありませんが、三年間の教育施設の中で、お話しされている以上に子どもたちはネットで相手の容姿について話したりとか、それについて情報を流したりとかです。男子生徒は、時期になると性的欲求が高まってくると思いますが、母親が処理をするといった事例もありましたし、女子児童が父親から性的虐待を受けているのではないかという事案とか。小・中学生の話しを聴く中で、「子どもたちを守る」というお話しがありましたが、教育で「自分自身を守る教育」を小さいうちから教えていくということが大事かなと思いました。長野市でもそのようなことが行われるといいなと思いました。

委員

小学生、中学生の子どもがいますが、今はゲーム機でも通信ができます。いろいろな情報がはいってきて興味を持つ時期と思います。自分の身体も変わってきているし、性にも興味が深くて、そういうことに関して、情報源であるインターネットで、切り口のところに入るとたくさんのメールが来ます。一日に 200 件のメールがきます。それに画像が入っていたり、お誘いの文章が入っていたりとかあります。確かにそういうことに対して、「いいものはいい」、「いけないものはいけない」と教えられるのは大人だと思います。いけないことに対して注意をしてあげられるのが親であって、また、地域の人たちの協力があってだと思います。外で見かけたら、いけないものはいけない、家庭でも親が注意しますが、地域、まわりの大人がいけないものはいけない、いいものはいいとほめていただくのが大事なのではないかと思います。そうするとやっぱり、正しい知識を与えていただくのは学校であって、親であり私たちの宿命ではないかと思います。大人の宿命でもあると思います。

会 長

議題というか話題にしなければいけないのは処罰規定というのは、物事が起こってしまってからそのようなきまりを犯した人を処理するためのということですが、そのレベルをどこにするか、皆様方のお話しをお聴きして、長野県は今まではそのようなことがつくってなくて、お示しいただいたみたいに、他のやり方で、県民みんなで協力して若者をきちんと育てようというような方向、まとめているわけではありませんが、こんなふうにして、この処罰規定に関して言っていただきました。この審議会は、健全育成ですから、犯罪とかになってしまった子どもたちのあまり教育的ではない子どもたちへの係わりを淫行というかたちで、やってしまった人たちをどうやって処罰するかというようなことですので、ちょっと落差があるのかなという感想を持ちました。

委員

先ほどお話しがありましたが、守るという言葉の意味ですが、守るという方法にはい ろいろあり、そもそも子どもを大人が保護することになるのかというと、子どもが成長 するに従って判断能力も育ち、判断を妥当なもののように支援するとか、そういう取り 組みが重要だと思います。例えば、大人からSEXをしようと誘われた時に、自分はそ れをするのかしないのか、それをどういうところで考えたらよいのか、好きだからSE Xしていいのか、やった後に避妊はどうなるのか、そのことによって周囲にどのような 社会的影響があるのか、自分の人生にどのようなリスクがあるのか、そういうことをも し子どもたちが教えられていないとすれば、今の校長先生のお話しをお聴きすると、い ろいろな方の協力を得ているということなので、子どもたち自身の身にふりかかってく る性に関するリスクを自分の判断で、その子にとって致命的なことにならないような、 そういう能力を育ててあげる支援だと思います。それは入り口、出口の問題であって、 SEXするしない、インターネットのフェイスブック、ライン、ミクシー、いろいろあ りますが、使い方を含めて、入り口、出口のことを含めて、親なり学校がきちんと教育 しないといけないと思いますし、そういうやり方でやることが重要と思います。そのほ うが、子どもの被害に巻き込まれるのを防ぐということでは、長期的にみると大事なこ とと思います。また、法律には限界があります。法律をつくったから世の中がすぐによ くなるということはありません。なので、処罰、刑罰には限界があって、副作用がある ということはぜひ考えていただきたいと思います。

委 員

性犯罪とかいろいろなことがでていますが、一番の被害者は女性だと思います。 そういう方をどのようにフォローしていくかみんなで考えていく必要があると思います。 また、スマホについて、やることによって知識とか、幅広く友達と付き合うことができ ると思いますが、まだまだ未熟ですから、おもしろ半分にやるということに対して、親 が言ってもなかなか親の言うことを聴かないということが現実だと思います。親たちが しっかりしつけをすること、フォローすることが必要なのではないかと思います。各家 庭の責任ではありますが、子どもたち自身が特に反抗期の時期であったりすると、言う ことを聴かないというのが現実だと思います。家庭と学校と社会がどのように指導して いくかは課題だと思います。

委員

学校の先生にお願いですが、性教育は以前とは変わってきていると思いますが、高校は性教育の最後の砦だと思います。しっかり恋愛をして人を思いやって性交渉をすること。興味本位の性交渉により妊娠中絶に至ってしまうことのないように、しっかり学んでほしいということがひとつと、携帯安全教室を進めていますが、小中高と情報モラル教育に力を入れていただいていますが、そこでしっかり教育をしていただくこと。もちるん親が子どもを教育するのは基本ですが、親では危険性を子どもに伝えるのはむずか

しいと思います。たとえば、NTTで行ったものですが、再現ドラマを通してとか、実際に事件のあった実例を通して、こんなふうに危ないと実際に映像で見せてもらう。これを家庭でやれといっても、とても無理なので学校でそれをやっていただく。また、地域では民生児童委員さん、厚生保護女性会の皆さん、区や育成会を巻き込んでこの活動を推進していこうと思っていますが、なかなか思ったより人は集まりません。そこで、親を集めることができるのはPTAです。PTA総会でぜひこういうことを取り入れてほしいとお願いをしていますが、いろいろな諸事情があってむずかしい状況です。PTA活動の一環として保護者にきちっと教育をしていただきたいと思います。その中でフィルタリングの必要性について案外親は知りません。具体的に進めていかないと、危険を回避すること、自分の判断で断るという勇気を持つこと、モラルを持つ子を育てるこ(と、は)とてもできないと思います。学校やPTAの方々によろしくお願いします。

事務局

貴重なご意見ありがとうございました。本年度もう一回予定をしています。ご通知いたしますので、ご出席をお願いいたします。